

## 広島県におけるイベントの開催条件の変更について（案）

## R5.2.1 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

## 1 趣旨

国の基本的対処方針の変更（令和5年1月27日変更）に伴い、県のイベント開催条件における参加人数の要件を一部変更する。

## 2 主な変更内容

緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域以外の区域において、「大声あり」のイベントでも、感染防止安全計画を策定し、基本的な感染対策を実施することで、現行50%としている「収容率上限」を100%とする。

## 3 変更理由

- 令和3年11月に導入された「感染防止安全計画」等の策定・実施により、イベント開催時の基本的な感染対策が定着してきた。（大声 なし・あり とともに）
- 政府は、社会全体にも基本的な感染対策が定着しており、行動制限のない地域では、他の社会経済活動と同様に特段の制限は必要ないと判断している。
- 本県においても、引き続き、換気や適切なマスクの着脱、人との距離の確保等の感染対策の実施を求めることで、現行の人数制限を廃止できると考えられる。

## 4 適用時期

令和5年 月 日（広島県対策本部決定日）

## 5 留意事項

今後の感染状況が悪化する場合など、必要に応じて、人数上限の制限を行うことができるものとする。（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用される場合のイベント開催条件は、なお従前のおり）

## （人数要件の変更）

次の「人数上限 (A)」と「収容定員に収容率 (B) を乗じて得た人数」とを比べて、いずれか少ない方を限度とする。

| 区分          | 基本的な要件   | 感染防止安全計画を策定した際の要件<br>〔参加人数 5,000 人超かつ<br>収容率 50%超で開催するイベント〕                    |
|-------------|--|--|
| 人数上限<br>(A) | 5,000 人 又は<br>収容定員 50 % のいずれか大きい方  | 収容定員まで   |
| 収容率<br>(B)  | <p>■<del>大声なし</del></p> <p>100 % (収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)</p> <p>■<del>大声あり</del></p> <p><del>50 % (収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔)</del></p> | <p>100 % (収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)</p> <p>※ <del>基本的に「大声なし」の担保が前提</del></p> |